

広報特別委員会

日 時 令和7年9月10日（水）
全員協議会終了後
場 所 第1委員会室

付議事項

1 申し送り事項について

2 その他

申し送り事項

① 議会だよりについて

- ・ 定例会終了後、委員会を開催し、内容と担当者、スケジュールを決める

※議会広報の特長を出すため、議論を可能な限り取り入れる

- ・ 3月6月9月12月(各月1日) 年4回発行

② SNSによる広報活動について

- ・ Facebook

- ・ Instagram

議会基本条例

第26条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、独自の視点から分かりやすく情報を発信し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

※上記に基づき、新しい媒体による広報活動について随時検討する

③ その他

- ・ 中学生の議会傍聴
- ・ 議会だよりの配布場所と手段の拡充